

【新設】（申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義）

59 の 3(5)－1 措置法第 59 条の 3 第 15 項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」とは、確定申告書等に記載された損金算入額そのものをいうのではなく、当該確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいう。したがって、所得金額等の更正の結果、損金の額に算入することができる金額が当該正当額を超えても、損金の額に算入すべき金額には影響を及ぼさないことに留意する。

【解説】

本制度における「申告に係る損金の額に算入されるべき金額」とは、確定申告書等（確定申告書又は仮決算をした場合の中間申告書をいう。）に記載された損金算入額そのものをいうのではなく、その確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいう。したがって、その正当額がその確定申告書等に記載された損金算入額を超える場合には、その超える部分の金額については、更正等に際して損金算入される。

しかし、所得金額等の更正の結果、損金算入されるべき金額が増加したとしても、それは確定申告書等に記載された事項を基礎に計算して増加したものではないから、その増加した部分の金額について損金算入することはできないこととなる。

本通達では、このことを留意的に明らかにしている。